平成２８年（フ）第１１３号
函館市亀田町18番18号
債務者　木村　正男
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１１８号
函館市根崎町545番地５
債務者　岩館満佑子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１２３号
函館市上湯川町42番７号
債務者　玉野　克彦
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３２号
島根県大田市大田町大田イ32番地６
債務者　加田真理子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１８号
北海道野付郡別海町西春別駅前栄町85番地
債務者　宮本榮治郎
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第７３号
茨城県稲敷郡阿見町中央６丁目15番３号、前住所東京都中央区日本橋本町３－６－７　レジディア三越前902
債務者　斉藤**那**々子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３６号
新潟県長岡市中瀬１丁目３番地20
債務者　野川　**禮**子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
高知市宝町24番６号
債務者　岡崎　公代
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１１号
高知市東城山町109番地18　城山コーポ102
債務者　井口　眞吾
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１６号
高知市本丁筋155番地14　しらさぎマンションⅡ－１Ｃ
債務者　大内　啓子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１７号
高知市旭町１丁目36番地７　コーポ旭Ｉ－102号室
債務者　大内　正美
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１９３号
大阪市東成区大今里西１丁目１番13号　ウエストリバープラザ403号
債務者　田山慎太郎
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２３９号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目５番９―803号
債務者　孫野　達也
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３４３号
大阪市住吉区我孫子東１丁目13番５―710号、前住所大阪市住吉区苅田２丁目13番25号　長居南ハイツ313号室
債務者　奥井　良之
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３５２号
大阪市城東区鴫野西２丁目５番32号、前住所大阪市城東区鴫野東２丁目１番７号　シャーメゾン鴫野東Ａ101
債務者　伊藤稔晃こと　**尹**　稔晃
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４６８号
大阪市住之江区南港中２丁目８番31―919号
債務者　玉城智穂子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７８号
静岡県浜松市中区葵西５丁目１番35号、前住所静岡県浜松市中区葵西３丁目13番38号第二マンション佐々202
債務者　蠣﨑　匡平
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係